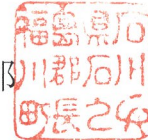


石川町公告 第 35 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年7月17日

石川町長 首藤 剛太郎



1 地域計画を作成した地区

- (1) 山形地区（山形西集落、山形東集落、山形中集落、北山形集落、板橋西集落、板橋東集落、板橋南集落）
- (2) 沢井地区（古内集落、下沢井集落、上沢井集落、竹柄集落）
- (3) 沢田地区（鳥内集落、新屋敷集落、大池集落、赤羽集落、竹柄集落）
- (4) 野木沢地区（中野集落、曲木集落）
- (5) 中谷地区（坂路・谷地・谷沢）
- (6) 中谷地区（双里・形見）

2 縦覧場所

石川町役場 産業振興課

石川町字長久保185番地の4